

飯豊町地域づくり推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 飯豊町地域づくり推進事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、第4次飯豊町総合計画に基づき、各地区別計画等による地区の主体的な活動に対し助成をすることにより、多様な主体による自立したまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、各地区協議会等とする。

(交付対象事業)

第4条 交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。ただし、他の助成を受ける事業の財源として充当するもの又は専ら政治的あるいは宗教的な事業は対象外とする。

- (1) 各地区別計画において計画されている事業
- (2) 各地区協議会等において計画されている事業
- (3) その他町長が必要と認めたもの

(交付対象経費)

第5条 交付対象者が交付対象事業を実施するために必要な経費のうち、交付対象として町長が認める経費は、別表のとおりとする。

2 組織の運営費、施設の維持管理費及びイベント等の弁当代等は対象外経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象事業の経費から事業に伴う収入を除いた残額の11分の10以内とする。

2 補助金の額に、100円未満の端数があるときには、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に交付金の交付を受けることを希望する年度の5月末日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めた

ときは速やかに交付決定を行う。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、交付金事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る交付対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の補助金の額が確定した後に補助金を交付する。

(概算払)

第12条 町長が必要と認めた場合には、第8条により決定した補助金の額の10分の9の範囲内において概算払いをすることができる。交付対象者は、概算払いを必要とするときは、概算払請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(公表)

第13条 町長は、この補助金の交付を受けた事業の結果を公表するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。

別表（第5条関係）

報 償 費	講師、コーディネーター等に係る謝金等
旅 費	事業実施に係る旅費、講師等への費用弁償等
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費、食糧費(茶菓代)等
役 務 費	通信運搬費、広告料等
委 託 料	事業実施に係る費用等
使用料及び賃借料	会場使用料、リース、レンタル料等
工 事 請 負 費	事業に関連して継続的に使用する費用等
原 材 料 費	花植栽に係る花苗、肥料、薬剤費等
備 品 購 入 費	事業に継続的に使用するものに係る費用